

区役所跡地利用計画—区民の意見集約せず プロポーザル方式で地元業者追い出し



質問する大島芳江議員

10月4日は決算特別委員会第2日目、大島芳江、ぬかが和子両議員が質問しました。

大島芳江議員の質問要旨は以下の通りです。

○質問—旧本庁舎跡地利用について、99年6月議会で区長は、「一度白紙にもどし、新たに広く区民の皆様の声を聞き、産業振興センターを中心とした計画を早く実現したい」「一部の意見に偏ることなく、広く公平に区民の声を聞き、中略、たたき台というべき計画案を早期に作り、今後、この案も含め区民の皆様の意見を聞いていく考えである」と答えているが、区長の考えに変わりはないか。

●答弁—変わりはない。

○質問—旧本庁舎跡地利用について事業手法に、民間の資金、経営能力および技術力を活用した手法が期待されているとして公募型のプロポーザル方式を採用した。この事業プロポーザル実施要綱によると、事業者は、建設、維持管理、運営、資金調達まで独自に行うことが必要になっている。ここには地元業者の入る余地はないと思うがどうか。

●答弁—とくに制限を設けているものではないが地元業者は入っていない。

○質問—プロポーザルに、条件として提示したのは、産業振興センターと足立信用金庫を必ず配置することや、土地は「定期借地方式」だけであった。事業プロポーザル実施要綱には、(案)の段階で入っていた主な審査基準に、事業の「集客性」「健全性」「地元要望」「区民要望」について評価するなどの基準が削除されたのはなぜか。

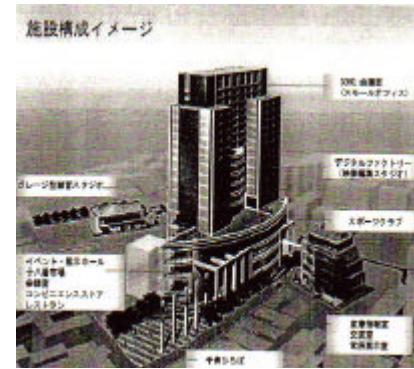
●答弁—(答弁するものなし。)

○質問—ちゃんと答えて下さいよ。「執行機関内」でなぜ、たたき台をつくらなかったのか。

●答弁—平成12年本庁舎跡地の開発・整備に関する基本方針でプロポーザルすることになったためです。

○質問—結局、区民の声も聞かず、執行機関内のたたき台もつくらずプロポーザルしたが、審査の方法では、2段階審査とし、その中で「広く区民の声を聞き、審査委員会の第2次審査により、事業者を決定する」としている。どのように区民の声を聞いたのか。

●答弁—区民意見というものはホテル建設のときから10数年間、ずっと聞いてきた。病院とか特養老人ホームとかあった。○質問—区は13年1月25日の広報紙に区民の意見を聞くため



区民の意見も集約せず、大手企業が提案してきた第2次案想像図

に4案を載せるが、「第2次の審査会で、区民の方からこういう意見があったということは取り上げるけれども」「人気投票ではないので一番票の多いのを入れるということではない」と言明していたことから、区民意見を集約する意思はなかったのではないか。

●答弁—第2次審査の段階で、千住地区のタウンマネージメント計画推進協議会(TMO)などに説明してきた。

跡地利用計画—区は計画の説明だけ 区民の意見を聞くとは大違い

○質問—説明するということと、意見を聞くということでは大違い。

審査会の議事録をよむと「区民の意見聴取について、参加できない区民がいることも認識すべきである」「必ずしもこの区民意見の傾向にとらわれる必要はないと考える。」「また「生鮮3品関連事業者から、大型スーパーは、他店の営業を圧迫するとの意見書が出ている。」「サンプル数は少ないが、区民意見136通中、支持の数はA案11G案12L案55O案11となつてい。」「などの意見が出されている。こうした状況のもとでO案を最優秀案と決定し、今年7月5日には、提案者の総合商事株式会社と覚書を取り交わし、事業化に向けての協議が始められたと聞く。今後、区民の意見は、どのように聴き、反映することができなのか。

●答弁—今年の5、6月にかけてO案の説明をまず、区民の代表である議会に報告、その後、TMO、町会、商店街などに順次説明している。

○質問—産業振興センターは、区が設置する公の施設であり、事業主体はあくまでも足立区といってきた。今回も、事業プロポーザルの第2段階の時点で、足立信金が共同ビル方式から抜けることになり、産業振興センターもテナント方式から買い取り方式に変更になった。

産業振興センターの面積もくるるかわり、当初案4200m²が、プロポーザル実施直前に2540m²とする見直し案を議会に示し、これはプロポーザル後の判断材料ということだったが、昨年8月の第2次プロポーザル実施要綱では、2560m²と縮小している。なぜか。

●答弁—当初案ではホールが3つありコンベンションホール、多目的ホール、展示ホールなどあったが、事業を統合し、区の負担軽減も考慮して見直した。

虐待防止ネットワークなど子育て支援策 介護保険制度（施設、在宅）の充実せまる



質問するぬかが和子議員

サービスを選ぶということについて聞く。特養ホーム入所希望者調査では、施設入所にあたり、いくらか負担できるかとの問いに、「12万円以上の費用負担をできる」と答えたのは全体のわずか9・4%、介護サービス利用者調査では「10万円以上負担できる」のがわずか7・2%。ホテルコストを伴う新型特養や、グループホーム、ケアハウス、療養型病床群は、い

ぬかが和子議員の質問は以下の通りです。
○質問―まず子育て支援策について質問する。虐待防止機能を持つ子ども家庭支援センターはネットワークの要でありコーディネート機能が中心。学童期に親が気軽に相談できる機関としては児童館の役割が重要。児童館では「子育てひろば事業」として「子育て相談」をやっているがその件数は？
●答弁―現在、区の直営館で「子育て相談」をしているが昨年度の相談件数は480件です。
○質問―住区センターでは、ボランティア指導員から担当の区の指導員につなげて解決のため連携をとっていくようにしているが、児童館を地域の中で気軽に相談できること。継続して見守り・支援をすることができるとする必要があると思うがどうか。
●答弁―ご指摘の通り。もっとPRしたいと考える。
○質問―高齢者施策について聞く。
区民の命を守ることを、元気でいられるように応援することは、生存権を保障する自治体としての責任だと思いませんか？
●答弁―人生の先輩として、高齢者を大切にする姿勢で区政に取り組んでいる。その通りです。

介護保険は理念どおりではなく、見切り発車や欠陥がある制度
○質問―老老介護や、嫁・娘など女性の力に長期間支えられてきた家族介護を解決し、公的な介護保障制度を確立することはだれもが願うこと。また公的介護保障制度の確立は、高齢者の尊厳を守り、女性の社会参加を前進させることにつながる社会進歩の事業でもある。本来、介護保険制度は、こうした目的・目標を実現するものだと思いませんか？
●答弁―その通り。
○質問―介護保険パンフレットには「介護が必要となっても自立した生活が送れるよう支援する。家族の介護の負担を軽減し、介護を社会みんなで支える必要なサービスを自由に選んで、総合的に利用できる。医療や福祉の介護サービスを総合的に利用できる」と書かれていた。区長は、そうなっていると思うのかどうか。
●答弁―そういう理念のもとに進んでいると思うが、一長一短ではないが、進んでいると思う。

サービスを選ぶということについて聞く。特養ホーム入所希望者調査では、施設入所にあたり、いくらか負担できるかとの問いに、「12万円以上の費用負担をできる」と答えたのは全体のわずか9・4%、介護サービス利用者調査では「10万円以上負担できる」のがわずか7・2%。ホテルコストを伴う新型特養や、グループホーム、ケアハウス、療養型病床群は、い

ずれも12万から15万以上かかる。食事代・雑費も含めて12万円以下で入れるのは、月6万の特養ホーム、10万の老人保健施設しかない。グループホームやケアハウスの整備も悪いとは言わないし、必要だが、「残る90%の高齢者が入所できる水準で施設の整備をすべき」と思うがどうか。
●答弁―矛盾があることは事実。

トイレ、流しの改修など介護予防給付の制限をなくして充実を
○質問―次に在宅サービスについて聞く。
本来、誰もが「住み慣れたこの家で暮らし続けたい」と願っている。福祉事務所など区の窓口で、介護保険と福祉を組み合わせた総合的なケアマネジメントをすべきです。また、在宅介護支援センターの在宅福祉サービスを提供する機能も充実させるために、人員の配置もふくめ充実を図るべきだがどうか。
●答弁―ご指摘の通り。
○質問―介護予防について認定を受けて「自立」とされた高齢者と、「自分はまだ歩けるが、足が弱くなってきた心配がある」というような介護認定を受けない高齢者とも「介護予防プラン」作成して総合的に福祉サービスを受けられるようにすべきではないか。
●答弁―ご指摘の通りの高齢者に介護予防プランを立て、サービス提供できるようにしていきたい。
○質問―住宅改修について家庭内事故・転倒からの寝たきりを予防することは重要。特に段差・手すりの改良など、バリアフリーにかかわる部分について、介護サービス利用者調査では、「介護保険の支給限度額では不十分」であると多くの利用者が意見をあげている。住宅改修に不満としている人の過半数がその理由として、「限度額20万円以内では不十分」としている。足立区でも、「江戸川方式」を導入し、介護保険で不足する部分は、区の施策として総合的にバリアフリー対応ができるように全額福祉サービスでおおきな、必要な改修ができるようにすべきだかどうか。
●答弁―介護予防事業はトイレや流しの改修など予防給付の実績は12年度63件、13年度160件である。確かに、質問の通りだが、制限をなくした場合、多額の財政負担を伴うので難しい。

○質問―区長は、私が「どれだけ高齢者の福祉施策を削ってきたか」を指摘したところ、「できるものなら削りたくなかった」といった。寝具の丸洗い乾燥消毒、訪問理美容サービスは「わずか30万円」一方では億単位の公共事業を行なっている。「わずか30万円」のお金、削りたくなかったのなら削らなければ良かったではないか。
●答弁―わずか「30万円」といっても大切な血税であり、適切に使うものだ。
○質問―区長の発言は苦し紛れの発言であることがよくわかった。憲法の精神に立ち返り、区民の生存権を保障するよう求めて質問を終わる。

